○八峰町建設工事等競争入札事務取扱要領

|  |
| --- |
| (平成18年3月27日訓令第35号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成25年5月1日訓令第8号 | 平成25年5月1日訓令第8号 | | 平成27年3月30日訓令第16号 | 平成28年3月30日訓令第13号 | |  |  |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この訓令は、八峰町が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント業務等(以下「建設工事等」という。)の請負又は委託契約に係る競争入札事務を適正かつ円滑に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)、八峰町財務規則(平成18年八峰町規則第45号)等に定めのあるものをまとめたほか、必要な事項を定めたものである。

(入札執行者)

第2条　入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)は、契約担当者又は契約担当者があらかじめ指定した者とする。

(指名業者の選定)

第3条　八峰町建設工事入札制度実施要綱(平成18年八峰町告示第43号)により指名審査委員会が指名業者を選定する者とする。

(入札公告等)

第4条　契約担当者は、次の各号に掲げる事項を明記のうえ、一般競争入札及び条件付き一般競争入札では入札公告、指名競争入札では指名通知を作成するものとする。

(1)　入札に付する事項

(2)　契約条項を示す場所及び日時

(3)　入札執行の場所及び日時

(4)　入札保証金に関する事項

(5)　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(6)　前各号に定めるほか必要と認める事項

2　入札公告は、町ホームページへの掲示その他の方法により公告しなければならない。

3　指名通知は、到達が確実な方法で行わなければならない。

(予定価格の事前公表)

第5条　次の各号に掲げる建設工事等については、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)を事前公表するものとする。

(1)　請負対応額が130万円以上の建設工事等で入札に付するもの

(2)　請負対応額が130万円未満の建設工事等で入札に付するもののうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの

2　予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方式により行うものとする。

(1)　一般競争入札及び条件付き一般競争入札は、入札公告への予定価格の掲載

(2)　指名競争入札は、指名通知への予定価格の記載又は当該入札に係る建設工事の設計図書等の閲覧を行う場所における予定価格を記載した書面の閲覧

第5条の2　入札に付す建設コンサルタント業務等については、予定価格を事前公表するものとする。ただし、予定価格を事前公表することにより、適正な競争性が確保できないと認められる場合は、予定価格を事前公表しないことができるものとする。

2　予定価格の事前公表は、次の各号に掲げる入札方式に応じ当該各号に定める方式により行うものとする。

(1)　一般競争入札及び条件付き一般競争入札は、入札公告への予定価格の掲載

(2)　指名競争入札は、指名通知への予定価格の記載又は当該入札に係る建設コンサルタント業務等の設計図書等の閲覧等を行う場所における予定価格を記載した書面の閲覧

(見積内訳明細書の提示)

第5条の3　入札執行者は、建設工事等の入札において、必要と認められる場合は、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に見積内訳明細書を提示させるものとする。

2　前項の見積内訳明細書を提示させる場合は、その旨を入札公告、入札説明書又は指名通知書に記載しなければならない。

(設計図書の閲覧等)

第6条　入札執行者は、設計図書の閲覧、貸出等により、次に掲げる事項を入札参加者に明示しなければならない。

(1)　前金払の有無

(2)　契約保証金の納付の有無

(3)　建設労災補償共済制度、建設業退職金共済制度等への加入状況の提示等

(4)　議会の議決を要するものについては、仮契約の締結

(5)　質疑応答期間の設定

(6)　その他特に必要な事項

(見積期間)

第7条　建設工事の入札に当たっては、入札価格を算出するために必要な期間(以下「見積期間」という。)を設けなければならない。

2　前項の見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

(1)　1件の予定価格が500万円に満たない建設工事については1日以上

(2)　1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない建設工事については10日以上

(3)　1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については15日以上

3　見積期間の計算は、設計図書等の閲覧開始の日、又は現場説明の翌日から起算し、入札日の前日までの期間について行うものとし、見積期間には土曜日、日曜日、祝日等を含むものとするが、見積りに相当期間を要する場合、見積りが年末年始等の長期連休に及ぶ場合等は、土曜日、日曜日、祝日等を含めないことができる。

4　製造、建設コンサルタント業務等にあっては、入札価格を算出するための期間を考慮し設定するものとする。

(入札への参加者)

第8条　次の各号のいずれかに該当する者を入札に参加させてはならない。

(1)　談合その他不正行為を行うおそれのある者

(2)　正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者

(3)　入札日において指名を取り消されている者又は入札参加資格のない者

(入札保証金)

第9条　入札執行者は、入札前に、現金又は八峰町財務規則で定める有価証券をもって、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付させなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2)　入札参加者が過去2年間の間に、町、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2　入札保証金は、入札の終了後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付し、又は契約保証金に振り替えることができる。

3　入札保証金には、利子を付さない。

(入札の場所)

第10条　入札は、庁舎その他入札が適正に行われるような場所で執行しなければならない。

(入札の準備)

第11条　入札執行者は、予定価格調書、くじその他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札辞退)

第12条　入札執行者は、入札を辞退する者に、入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送により提出させ、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させなければならない。

(入札の取止め等)

第13条　入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2　天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることができる。

(入札の秩序)

第14条　次の各号のいずれかに該当する者は、入札執行の場所から退場させることができる。

(1)　私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者

(2)　不穏の行動をなす者

(入札の執行)

第15条　入札は、入札執行時間に達したとき入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げ、入札参加者に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させることにより行う。

2　代理人が入札する場合は、委任状を提出させなければならない。

3　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4　入札書の金額については、契約希望金額から消費税相当額を差し引いた金額を記載させるものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第16条　入札執行者は、入札書の書換え、引替え又は撤回をさせてはならない。

(無効の入札)

第17条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札に参加する資格のない者のした入札

(2)　入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3)　同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4)　同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5)　談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(6)　入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7)　委任状を持参しない代理人のした入札

(8)　記名押印を欠く入札

(9)　建設工事の入札において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札

ア　提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの

イ　建設工事の件名の記載がないもの

ウ　工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの

エ　入札金額の記載のないもの

(10)　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

第18条　開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者の立会いの下に行わなければならない。

2　前項の場合において、入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせなければならない。

3　入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

4　開札の結果は、開札場において、入札落札者の氏名及び落札金額の読上げを行うものとする。

(落札者の決定)

第19条　建設工事及び製造の請負について、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。低入札価格調査を設けた場合は、最低価格をもって入札した者が調査基準価格を下回った時点で、落札決定を保留し入札会を終了し、後日調査後に落札者を決定する。（参加者全員へ結果を通知する）なお、建設コンサルタント等については、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2　入札執行者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面により、その旨を落札者に通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第20条　入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定しなければならない。この場合には、初めにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札者を決定するくじを引かせなければならない。

2　前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。

(再度の入札)

第21条　入札執行者は開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は原則として1回までとする。

2　前項による再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

(1)　第17条第1号から第5号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者

(2)　第17条第9号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当と認められる者

(3)　最低制限価格を設けた場合において、契約希望金額が最低制限価格を下回った価格で入札した者

3　第12条及び第13条の規定は、再度の入札の場合に準用する。

(不調時の取扱い)

第22条　入札執行者は、再度入札によっても、なお落札者がないときは、入札を打ち切るものとし、予定価格と最低入札金額との差が少額で、随意契約ができると認められる場合を除き、指名替え等を行い、新たに入札を行うこととする。

(契約保証金)

第23条　落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証のいずれかを付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を示した場合は、この限りでない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出

(3)　銀行又は保証事業会社の保証

(4)　公共工事履行保証証券による保証

(5)　履行保証保険契約の締結

2　契約保証金は、落札者の義務履行時に還付する。ただし、契約の定めるところにより、かし担保義務期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

3　契約保証金には、利子は付さない。

(契約書の提出)

第24条　契約担当者は、契約書又は請書を作成する場合においては、落札者に契約書等に記名押印させ、落札通知した日から5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。

2　落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札の効力を失う。

(異義の申立)

第25条　入札執行者は、入札後、入札参加者からの契約書、契約事項の各条項、設計書、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由とした異議は、認めないものとする。

(入札結果等の公表)

第26条　入札結果の公表については、「八峰町入札及び契約に関する公表基準」により公表する。

(その他)

第27条　入札執行者は、当該入札を公正に執行するために必要があると認めたときは、入札参加者に誓約書の提出を求めることができるものとする。

附　則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附　則(平成25年5月1日訓令第8号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年5月1日訓令第8号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成27年3月30日訓令第16号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月30日訓令第13号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。